

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 所掌事務

- 一 原子力委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務から、次に掲げる規定を削除するものとすること。（第二条第三号から第七号まで関係）
 - 1 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。
 - 2 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
 - 3 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。
 - 4 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教授及び研究に係るものを除く。）に関すること。
 - 5 原子力利用に関する統計の作成に関すること。
- 二 委員会の所掌事務として、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務を追加するものとする。こと。（第二条第八号関係）

第二 組織

一 委員会は、委員長及び委員二人をもって組織するものとする。 (第三条第一項関係)

二 委員のうち一人は、非常勤とすることができるものとする。 (第三条第二項関係)

第三 会議

一 委員会は、委員長及び委員一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができないものとする。 (第八条第二項関係)

二 委員会の議事は、出席した委員長及び委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決するものとする。 (第八条第三項関係)

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を規定するものとする。